

JR 東日本の顔認証カメラシステムは個人情報保護法に違反します。直ちに運用を中止し、廃止すべきです。

2021年11月8日

共謀罪 NO！実行委員会

「秘密保護法」廃止へ！実行委員会

JR 東日本の顔認証カメラシステム導入は、個人情報保護法に違反するものであり、直ちに運用を中止し、システムを廃止すべきです。

今回の JR 東日本の顔認証カメラシステムは、「指名手配犯」、駅の「不審行動者」、駅構内で事件を起こし、服役し、「出所した者」を対象とするとされています。これは、駅構内などで撮影された乗客の顔と、データベースに登録されている「指名手配犯」などの顔画像を自働照合し、照合が一致した者の手荷物検査を駅の警備員がおこなうことや警察に通報するというものです。

顔画像は、最も厳格に保護されなくてはならない生体情報の一つです。JR 東日本の駅利用者は1000万人はくだりません。今回のシステムがいかに多くの市民を対象としたものであり、プライバシー保護、個人情報保護上問題なのかは明らかです。

個人情報保護法は、顔画像は個人情報と位置づけていますが、その取得には本人から同意をとることを義務付けていません。この点、世界の個人情報保護制度をリードする EU の GDPR（一般データ保護規則）が、市民からの個人情報取得については本人からの同意をとること、自己情報コントロールを原則としていることと比較し、日本の個人情報保護制度がいかに立ち遅れているかは明確です。

因みに、日本の個人情報保護制度は、人種、信条、病歴、犯罪の経歴などの要配慮個人情報のみ本人から同意をとることを必要とするとしています。それ以外の個人情報の取得には本人同意を必要とするとしていません。JR 東日本の顔認証カメラ導入は、日本の個人情報保護制度のこうした不備を悪用したものであり、認めることはできません。

1、顔データは個人情報です。個人情報である以上むやみやたらと顔を撮影してはならないはずで

JR 東日本を利用する乗客の数は膨大です。同社は、その膨大な顔データをどう処理するのかも明確にしていません。乗客の顔データはどう管理され、いつ破棄されるのかなど、同システムの運用方針が不明確です。デパートや会社などの空間と違い、駅は公共の空間であり、そこでの顔データの取得である以上、本来、極めて慎重な対応をもとめられるべきです。ところが、JR 東日本は全く逆のことをおこなっています。

次に利用目的の通知又は公表がきちんとおこなわれていません。JR 東日本は、1000万をくだらない駅利用者

用目的の通知等)に違反するものといわなくてはなりません。同社は個人情報保護委員会と相談し、その同意をえて、顔認証システムを導入したと説明していますが、その相談の内容、同委員会の了解の内容をキチンと説明すべきです。

2、JR 東日本の顔認証式カメラシステムは、その対象の一つに「不審者」をあげています。報道によると、駅構内で「不自然な行動をとっていると映像によって検知された人物」に対して、警備員が声をかけて不信と判断した場合に、その映像から顔の特徴を記録してデータベース化し、その人物が次に駅構内に訪れた際に、直ちに検知できるようにするシステムの様です。しかし、このシステムには大きな疑問を禁じえません。

それは一つ目に、警備員が声をかける対象を、映像からどのように判断するのかという点です。次に、JR 東日本は、警備員が声をかけた対象について、どのような基準で「不審者判定」をするのでしょうか。さらに、JR 東日本が、「不審者判定」をした結果、その対象者の顔写真等の個人情報をデータベースに残す手続きについて、個人情報保護法に即して対象者本人にどのような説明をするのでしょうか。

このように考えていった時に想定できるシステムとして、AI（人工知能）の導入による「不審者判定」および「データベース化」に行き着くのですが、JR 東日本は実際のところAIの導入を前提としているのでしょうか。

AIの導入を前提としているのならば、AIに「不審者判定」の学習をおこなわせるためのデータが重要になります。そして、このデータと「不審者」を結びつける方法が重要になります。したがって、JR 東日本がAIを使って「不審者」を特定するのならば、どのようなデータを扱い、どのような方法を用いるかなど明らかにする必要があります。それは、AIを使い不審者を特定しようとする行為は、「人為的に不審者を作り出す行為」だからです。

JR 東日本の顔認証カメラシステムは、個人情報保護法第十六条の二（不適正な利用の禁止）、第十七条一項（適正な取得）に違反します。

3、「出所者」のデータベースへの登録は、憲法に違反し、個人情報保護法に違反します。

服役し、出所した者は、既に刑期を終えた存在です。JR 東日本が出所者を監視カメラの対象にし、データベースに加えようとしたことは出所者への偏見を助長し、社会復帰を阻害する、断じて許されない行為です。批判の拡大を恐れ、JR 東は監視認証システムの対象から外したとされていますが、何が問題であったのかを明らかにすべきです。

「出所者」情報の取得は、本人からの同意を必要とする要配慮情報です。それほど、プライバシー保護、個人情報保護上重要な情報です。JR 東日本は個人情報保護委員会と相談し、本人の同意を必要としない個人情報保護法の例外規定にあたるといわれ、顔認証システムの対象にしたとされていますが、それは第十七条（適正な取得）二項の例外規定の第何号にあたるのか、その理由は何かの説明が必要です。

JR 東日本の顔認証システムは、市民のプライバシー、個人情報を侵害するものです。個人情報保護法に違反する顔認証システムの運用を直ちに中止し、そのシステムを廃棄することを強く求めます。